

第10回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成27年10月23日 11:30～12:00

場所：経済産業省 本館 2階 西8共用会議室

議題

1. 小売電気事業の登録の審査結果について
2. 特定供給の許可について
3. 電力各社及び広域機関の自由化システム開発状況について

議事内容

○八田委員長　それでは、ただいまより第10回電力取引監視等委員会 第2部を開催いたします。

事前にお知らせいたしましたとおり、本日10時より第1部として小売登録の審査等に関し審議をいたしました。内容が個別企業の情報等を取り扱うものであるため、運営規則に従い、委員会の判断により非公開での開催をした次第です。

それでは、第2部の議事に入らせていただきます。本日の議題は、1つ目が小売電気事業の登録について、2つ目が特定供給の認可申請について、3つ目が電力各社及び広域機関の自由化システム開発状況についてであります。この3つの項目に分けて議事を進めてまいりたいと思います。

それでは、プレスの皆様方におかれましては、カメラの撮影はここまでということをお願いいたします。

[プレス退室]

○八田委員長　それでは、1つ目の議題として小売電気事業の登録の審査結果について、事務局より審査結果の報告をお願いいたします。

なお、委員会として審査結果の判断ができるものがあれば、本日、経済産業大臣への意見としてとりまとめを行いたいと考えております。

新川課長、お願いします。

○新川取引監視課長 取引監視課長の新川でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料3「小売電気事業及び小売供給の登録について」という資料を用いてご説明をさせていただきます。

前回第9回委員会におきまして、それまでのご議論を踏まえまして、第1回委員会において定めた委員会における小売電気事業及び小売供給の登録審査に関する基本的な審査方針の改正を行うこと、それから、経済産業大臣の審査基準の改正に関する経済産業大臣への建議を行うことを決定いただくとともに、当委員会への意見聴取が行われている事業者のうち40件について回答、ご意見等をいただき、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当する事実は認められない旨の意見を経済産業大臣へ回答しております。

引き続き、改正後の基本的な審査方針及び第2回委員会において検討を行った具体的な登録審査の考え方にに基づき、登録申請について、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当しないか、ご検討をいただきたいというものでございます。

主なポイントでございますが、来年4月の第2弾改正電気事業法の施行に先立ち、経済産業省では8月3日から小売電気事業者の登録申請の受付を開始しております。経済産業省においては、平成27年10月22日時点で95件の小売電気事業等を営もうとする者の登録申請があり、これを受けて当委員会への意見聴取が行われているものでございます。40件については、先ほど申し上げましたように、既に回答を返しているという状況にございますが、今回8件の事業者につきまして、審査基準1.(2)に規定された「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当する事実はないと認められると考えておりますので、資料3-1によりまして経済産業大臣に意見を回答することに関し、ご検討をいただきたいと思っております。

資料3-1でございます。経済産業大臣宛てということで取引監視委員長名の文書でございます。小売電気事業を営もうとする者の登録について(回答)ということで、意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について審査を行ったところ、いずれも、この審査基準1.(2)に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたします。また、以下の1.の条件により貴職に報告があった場合には当委員会に報告していただくようお願いいたしますとしまして、前回と同じ条件でございますが、1.申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取り次ぎまたは代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問い合わせの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には遅滞なく貴職へ報告すること。

2.平成28年4月1日より前に、小売供給を受けようとする者と小売供給に関する契約の締結をしようとするときは、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法第2条の13の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明を行うこと。また、小売供給に関する契約の締結の媒介、取り次ぎまたは代理を業として行う者がある場合にあっては、当該者に、法第2条の13の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対して料金その他の供給条件の説明等を行わせること。それから苦情及び問い合わせについても、28年4月1日より前においても適切かつ迅速にこれを処理すること。

また、平成28年4月1日より前においても、報告または資料の提出を求められた場合には遅滞なく対応することという条件を付して登録をしていただきたいというものでございます。

別添に、今回、小売電気事業を営もうとする者として8社の名前を記載させていただいております。株式会社アップルツリー、伊藤忠エネクス株式会社、大阪瓦斯株式会社、新エネルギー開発株式会社、大和エネルギー株式会社、株式会社デベロップ、株式会社日本エナジーバンク、株式会社V-Power となっております。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら原案のとおり、別紙に記載されている8社について、小売電気事業者として登録することに問題がない旨を委員会の意見として決定し、経済産業大臣に回答することにしたいと思います。この意見は、委員会終了後、公表したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、2つ目の議題として、電気事業に基づき、九州経済産業局から当委員会への意見聴取が行われた特定供給の許可申請2件について、事務局より検討結果のご報告をお願いいたします。

○新川取引監視課長　　資料4「特定供給の許可について」という資料を用いてご説明をさせていただきます。

第3弾改正電気事業法におきまして、経済産業大臣は、特定供給の許可に際して、あらかじめ当委員会の意見を聞かなければならないこととされております。なお、供給する電気の容量が1万kW未満の場合の特定供給の許可に係る権限については、供給場所を管轄する経済産業局長に委任をされております。今般、九州経済産業局に対してなされた特定供給の許可申請2件について許可すべきか否か、当委員会において検討を行った結果を踏まえて、九州経済産業局長へ回答する意見についてご検討をいただきたいというものでございます。

主なポイントでございますが、特定供給の許可の流れでございます。資源エネルギー庁または経済産業局は、特定供給の許可申請を受け付けた場合、許可要件の充足審査を行うとともに、電気事業法第66条の10の規定に基づき委員会の意見を聴取するとなっております。委員会は、意見を述べたときは遅滞なくその内容を公表することとなっております。経済産業大臣または経済産業局長は、委員会の意見を聴取した上で許可の可否を判断することとなります。また、申請書の受付から許可までの標準処理期間は2週間となっております。

2でございますが、本年9月1日の第3弾改正電気事業法の施行を受けまして、九州経済産業局から、新日鐵住金株式会社による福岡県北九州市における水素ステーション及び建設共同企業体工事現場に対する特定供給の許可申請2件について当委員会への意見聴取が行われております。電気事業法第17条第3項に定められた特定供給の許可要件及び経済産業大臣が定めております審査基準に照らしまして、当委員会としても検討を行った結果、この許可申請2件についても、いずれも許可をすべきと考えられるため、資料4-1及び4-2によりまして、九州経済産業局長に意見を回答することとしたいと考えておりまして、ご検討をいただければ幸いです。

資料4-1及び4-2につきましては、「回答」としまして委員長名で九州経済産業局長宛てとなっております。意見を求められた特定供給の許可については、許可すること

に異存はありませんという回答となっております。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、今のご報告についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、原案のとおり許可することに異存がない旨、委員会の意見として決定して九州経済産業局長に回答することにしたいと思えます。この意見も、委員会終了後、公表いたしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八田委員長　ありがとうございます。

それでは、最後の議題に移ります。第1回委員会において、小売全面自由化を円滑に実施するため、消費者によるスイッチングを支える現行の一般電気事業者の送配電部門のシステム開発の状況について把握を行うということにしております。本日は、電力各社及び広域的運営推進機関による自由化システム開発の状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○新川取引監視課長　ご説明をさせていただきます。資料5「小売全面自由化に向けたシステムの整備の状況について」を用いて説明をさせていただきます。

ただいま委員長からご紹介がありましたように、第1回の委員会におきまして、当面の審議スケジュール・項目としまして「小売全面自由化を円滑に実施するため、消費者によるスイッチングを支える現行の一般電気事業者の送配電部門のシステム開発の状況について把握を行う」としております。今般、システム開発に関する状況について、9月末から10月頭にかけて、一般電気事業者各社及び電力広域的運営推進機関にヒアリングを行ったところでございますので、その結果の概要についてご報告をさせていただくものでございます。

主なポイントのところは、これまでの経緯は今ご説明したところでございます。

ヒアリングの結果については別添でご紹介をさせていただきたいと思えます。別添、パワーポイントの資料で裏表の1枚がでございます。

まずシステムの目的でございますが、小売全面自由化に伴い、需要者の電気購入先の切り替え、このことをスイッチングと呼んでおりますが、この件数が、高圧以上の需要のみで自由化されていた従来に比べて飛躍的に増加することが想定されるものでございます。そのため、スイッチングの手続や使用電力量の提供、託送料金・インバランス料金の算定

をシステムを用いて迅速に処理できるようにすることが必要であるというものでございます。

システムの概要と基本的機能でございますが、広域機関と一般送配電事業者でそれぞれシステムを開発し、連携して小売電気事業者からの照会、スイッチング、その後の料金算定等を実施する予定となっております。大きく申し上げて、システムとしては全部で4つのシステムを開発しております。それは2つずつに分かれるというものでございます。

まず(1)スイッチング支援対応関連機能でございますが、①地点設備情報・使用量情報の提供というものがございます。これは需要者の設備情報、例えば供給地点特定番号などや最大過去13カ月分の使用電力量等の情報の提供を小売電気事業者に対して行うシステムとなっております。供給地点特定番号というのは現在のお客様番号とは異なりまして、各一般送配電事業者により提供される設備情報・使用量情報の閲覧・取得に当たり、対象供給地点を一意に特定するための識別番号ということになります。このシステムにつきましては、来年3月に開始予定としております。1月、2月に事前受付が開始をされますが、そのときの照会につきましては、各社ともメール等に対応する予定としております。②託送異動申し込みの受付でございます。こちらも3月に開始をされることとなります。したがって、1月からの事前受付については、このシステムが動くまでの間は各小売電気事業者の中に蓄えられている状態になって、それが3月になると、このシステムを使って次々と切り替えが進んでいくということになると想定をしておるものでございます。現小売電気事業者からの供給に関する託送の廃止と、切り替え後の新小売電気事業者からの供給に関する託送の開始などの手続を処理するシステムでございます。

(2)の託送業務関連機能としましては、使用電力量の提供ということでございます。一般送配電事業者から小売電気事業者に対して使用電力量の実績値の提供をするというシステムでございます。それから託送料金計算・インバランス料金計算でございますが、一般送配電事業者が発電事業者及び小売電気事業者との間で、託送料金の算定やインバランス料金の算定を行うシステムでございます。

進捗状況とスケジュールでございますが、来月11月から来年2月にかけて、広域機関と小売電気事業者及び一般送配電事業者の間で連携テストが行われていく予定となっております。また、1月にはスイッチングの事前受付が開始をされる、3月にはスイッチング支援対応システムの稼働が開始をされる、4月には新託送契約が開始をされるという状況でございます。

2 ページでございます。一般電気事業者各社、広域機関におけるシステム対応の状況をヒアリングさせていただいた結果でございますが、小売自由化に向けたシステム対応については、各社及び電力広域的運営推進機関によりますと、新たな仕様追加や変更が生じないことを前提に、来春の運用開始に向けたシステム開発を鋭意実施中であり、現時点においてはスケジュールどおりに進んでいる状況ということでございました。

事務局としましては、一般電気事業者や広域機関から、このように現時点においてはスケジュールどおり進んでいるという報告を受けてはおりますが、まだ幾つかのパッケージソフトが、今後リリースされていくということ、それからまた連携テストについては、まだこれから進められていくということでございますので、引き続き情報を注視し、必要に応じ委員会にご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。詰まるどころ、広域機関のところのシステム開発のほうが進んでいるということですね、ほかのところよりは。

○新川取引監視課長　　そこはご指摘のとおりと考えております。広域機関は、既に小売事業者との関係で連携テストをするところまで来ております。その中には、一般送配電事業者のシステムのダミーが入っている状態になっております。そこを、まずはそのダミーを使いながら、小売事業者、広域機関のシステム、一般送配電事業者のダミーということでデータのやりとりができるかどうかのテストをする。それで、これがダミーではなく、より本物に近いものにしていくテストも、その次の段階で行われていくということになる予定でございます。

○八田委員長　　それでは、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

林委員。

○林委員　　どうもご説明をありがとうございました。

別添資料の2 ページ目でございますけれども、今回ヒアリングをしていただきまして、一般電気事業者各社、広域機関におけるシステムの対応の状況ということで、順調に行っているということをお伺いしまして、ひとまず安心したという状況でございます。

それで今後、各社さらに広域機関がありますけれども、1 ページにまた戻りますが、今後のスケジュールということで、多分1月からスイッチングの事前受付開始が始まりますと、そこからスイッチングの件数がだんだん積算されていく、さらに2月ということで、だんだんスイッチングの件数が何となく、ある程度の動きがみえてくる中でお願いしたい

のは、各事業者・広域機関が想定されるある程度の量に対してどういう対応を、きちんと需要家に対して、なるべく迷惑をかけないような対応を、どういう段階でどういうアクションをするかということ、またきっちりとご報告をいただきたい。場合によっては、余りにも想定外の数が出てくると、ある程度の最適なシステムの構築というような経済的な話もあると思う中で、もし超えた場合はどうするのかというアクションをきちんと我々に提示していただいて、我々がその対応で需要家の方々が納得いただけるかどうかという話で、そういう考え方とか判断ということをしていかなければいけないと思っていますので、ぜひ継続的に、節目、節目の時期を対象に、ご報告をいただければと思います。

以上です。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

どうぞ。

○新川取引監視課長　　ご指摘ありがとうございます。

まず、先ほどご説明しましたように、3月のシステム開始の前、1月、2月の間は切り替え希望が小売事業者にたまっていくことになっております。動静情報というふうに呼んでおりますけれども、それについては広域機関から各小売事業者に対して提供をいただきたいという呼び掛けを行っておりますし、提供いただけるものと思っております。それがどのぐらい積み上がってくるかということで、3月以降のシステムの対応を当然考えていかなければいけないと思っております。

ただ、システムとしての対応という意味では、私どもが聞いている限りにおいて、システムがちゃんと完成するという前提のもとではきちんと動く。問題は、それを処理する人手のほうでございまして、それについては動静情報を踏まえて、人手をふやすことが必要かどうかということ判断していくことが必要ではないかと思っております。

いずれにしても、私どもも引き続き状況について確認をして委員会にご報告をさせていただきたいと思っております。

○林委員　　ありがとうございました。

○八田委員長　　ほかにございませんか。

それでは、小売全面自由化に伴ってスイッチング件数というのは飛躍的に増加するだろうというのは、今、林先生がおっしゃったとおりなので、このスイッチングの手續と託送料金・インバランス料金の算定をシステムを用いて迅速に処理するということが必要不可欠です。

それが、万が一にも需要家が不利益を被ることがないように、今、林先生がおっしゃったコンティンジェンシープランも含めて、これは万全を期さないといけない。ということで、今後とも節目、節目で委員会として状況を把握するということにしたいと思いたすので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定していた議事は以上ですけれども、委員の皆様、ほかに何かありますでしょうか。

それでは、次回の予定について事務局よりお願いいたします。

○岸総務課長 次回の日程は、改めて正式決定次第、ご連絡申し上げたいと思いたす。

以上です。

○八田委員長 それでは、本日の委員会はこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——